

意見書等

(意見書)

議員提出議案第18号

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(可決)

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつく高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払い能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、2007年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年11月29日には法改正の方向性が示され、2008年春の通常国会に同法の改正案が提出される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、国においては、割賦販売法改正に当たって、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1 過剰与信規制の具体化

クレジット会社が、顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2 不適正与信防止義務と既払金返還責任

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店の調査義務を課すとともに、販売契約が無効、取り消し、解除となったときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3 割賦払い要件と政令指定商品性の廃止

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4 登録制の導入

個品方式のクレジット事業者について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

議員提出議案第19号

道路財源の確保に関する意見書(可決)

道路は市民生活や社会・経済活動を支える最も基礎的な施設であるが、本市における道路整備の実態はいまだ十分とは言えず道路網の整備推進が強く望まれる。

また、橋梁を初め既存道路網の維持管理・更新に係る費用の増大が見込まれることとあわせ、とりわけ豪雪都市である本市においては、自動車交通への依存度が顕著である一方で、狭隘な路線が多いため、冬期間における道路交通の確保が必要不可欠となっている。

幹線の国道、県道の除雪については道路特定財源が充当されているが、市道の除排雪事業は市の一般財源で行っている。これについては交付税で措置されることになっているが、昨今の交付税改革の中、財政状況が非常に厳しい状況にあり、対応に大変苦慮しているところである。

このような中で、昨年12月に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」において、平成19年中に、今後の具体的な道路網の整備の姿を示した中期的な計画を作成することが示され、現在、年内の中期的な計画の作成に向けて検討が進められているところである。

よって、道路整備の中期的な計画の作成に当たっては、本市の実情を認識され、いまだおこなわれている地方部の道路整備がますます立ちおくれることのないよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画において、真に必要な道路の整備・維持管理に必要な事業量を確保すること。
- 2 本市が真に必要な道路整備が滞ることなく着実に進むよう、道路特定財源の市町村への配分割合を高めるとともに、地域の生活に密着した道路整備及び既存道路の有効活用が安定的に実施されるよう、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続・拡充すること。
- 3 冬期間における道路交通機能を確保するため、市町村道の除排雪事業に対して、恒常的に道路特定財源を投入し、新たな補助事業制度を創設すること。
- 4 道路整備を計画的かつ着実に進めるため、道路特定財源諸税の暫定税率を延長するとともに、受益者負担という制度本来の趣旨にそぐわない一般財源化や転用をすることなく、その全額を道路整備に充当すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

議員提出議案第20号

身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書（可決）

2006年6月に成立した改正医療法第19条によって、助産所の開設者が嘱託する医師及び病院または診療所に関する規定が強化された。改正は、出産の異常時等における母子の安全を確保することが趣旨であるが、現実には、産科医師や地域の産科病院や診療所が不足する中、助産所が嘱託する医師や病院を個人で確保することは極めて困難である。問題は、本来機能すべき地域医療体制や周産期医療システムの整備が不十分であるために、妊産婦・新生児の緊急時搬送体制が整っていないことにある。このまま法が施行されれば、2008年度以降、助産所は、新たな開業はもとより存続さえ困難になる。

出産の8割は正常分娩であり、助産師が十分担えることは、日本の母子保健の歴史及び助産師を十分に活用しているオランダ、ニュージーランド、英国などで証明されている。現在、出産は病院や診療所が主流となっているが、助産所は妊産婦に寄り添った出産のみならず、その後の子育て支援を行うなど、重要な役割を果たしており、身近な地域において、安心して出産できる助産所を失うことは、女性にと

っても社会にとっても大きな損失である。

全国の助産所が閉鎖の危機に瀕している緊急事態及び産科医師、助産師、産科病院・診療所・助産所が不足し、「お産難民」が深刻化している現状にかんがみ、以下について要望する。

記

- 1、改正医療法第19条の施行については、産科医師や地域の産科病院等の不足の解消、または下記の2及び3の事項が整備されるまでの間、凍結すること。
- 2、2006年6月13日になされた参議院厚生労働委員会の付帯決議に基づき、国及び地方自治体が責任を持って助産所の嘱託医・嘱託医療機関を確保すること。
- 3、国は、各都道府県の総合周産期母子医療センター、各地域の中核病院や公的医療機関が助産所や診療所からの緊急搬送を円滑に受け入れられるよう、適宜適切な支援を講ずること。
- 4、国は、各都道府県における助産師養成枠の増加と、質の高い助産師教育を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

議員提出議案第21号

家庭系ごみ有料化の中止を求める決議（否決）

市収納課で税金が行方不明になるとともに、その後の市の調査で、35年も前から「余剰収納金」などによる不足分の穴埋めが常態化していたことが明らかになり、市に対する市民の信頼が大きく揺らいでいる。

一方、市民の暮らしは、収入が減り続ける中での国保税の値上げや、住民税の実質的増税といった相次ぐ負担増に加え、ガソリンや灯油の高騰などにより、厳しい状況が続いている。

こうした中で、市は、家庭系ごみ有料化の方針を決め、来年3月議会での条例制定を経て、同年10月1日からの実施を目指している。

家庭系ごみ有料化は、日々の生活と家計にかかわる問題であり、拙速であってはならない。

今求められているのは、市として減量化・資源化を初めとするごみ問題にどう取り組むのか、市民に広く情報提供し、市民との対話を十分に行うことである。

したがって、市民に対し行政として説明責任を果たすとともに、市民負担を考慮し、家庭系ごみ有料化に係る条例の提出と来年10月からの実施を取りやめることを求める。

以上、決議する。

平成19年12月19日

議員提出議案第22号

灯油高騰に対する緊急施策を求める意見書（否決）

食料品・日用品の値上げが大きな負担になっている上に、灯油使用量が全国で最も多い青森県で、これから寒さが強まる時に灯油が史上最高値を記録し続け、生活保護世帯、高齢者・障害者世帯、母子家庭の生活を直撃している。

青森県内の灯油は連続して値上げされ、11月20日現在の店頭価格は、18リットルで1600円を超えた。石油業界は2006年、2007年と利益を大幅に上げているにもかかわらず、原油高の影響だけでなくコスト

未転嫁分の引き上げを主張し、今後の値上げも示唆している。

灯油が急騰した1974年、青森県は県内の生活保護世帯1万5000世帯に対し、市町村負担分の1000円との合計で1世帯当たり4500円の補助を実施し、5年後にも県単独で5800円の補助を行い、県民の窮状を支える施策を実施した経緯がある。

自助努力では限界がある県民生活を支えるための緊急施策として、生活保護世帯、高齢者・障害者世帯、母子家庭に対し、灯油購入に関する青森県独自の補助制度を実施することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

議員提出議案第23号

後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書（否決）

昨年6月に国会で成立した医療制度改革法により、後期高齢者医療制度が青森県後期高齢者医療広域連合を運営主体に2008年4月から施行されることになっている。

しかしこの制度は、次のような問題点があり、高齢者に負担増と差別医療を強いるものとなっている。

これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する。

月額1万5000円以上の年金受給者は年金から保険料を天引きする。

保険料滞納者は保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を支払わせる。

75歳以上を対象にした別建ての診療報酬を設定し、高齢者に差別医療を強いる。

したがって、青森県後期高齢者医療広域連合に参加する一員として、国が後期高齢者医療制度を中止・撤回することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

議員提出議案第24号

後期高齢者医療制度に関する意見書（可決）

平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度が施行される。

この制度は、今後増大する高齢者の医療費の動向を踏まえ、将来にわたり国民皆保険を堅持し、医療保険制度の持続的かつ安定的な運営を図るため創設されるものと一定の理解を示しているが、準備期間が短い上、関係政省令の公布がおくれるなど、実施を危惧する声も聞かれる。

また、後期高齢者医療制度を運営する事務経費等については、広域連合を構成する市町村が負担することになっているほか、制度導入に伴う電算処理システムの構築や改修に要する費用について、国庫補助の基準が低いこと市町村には多額の財政負担が生じている。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1、国民健康保険などの加入者が後期高齢者医療保険へ移行するに当たっては、負担の公平性を勘案するとともに、過大な保険料負担とならないよう配慮すること。
- 2、本制度の円滑な実施に向け、広域連合に対する財政支援を積極的に行うとともに、市町村において、

既に多額の財政負担が生じている電算処理システムの構築・改修に関し、今後経過措置等の導入によるシステムの修正により、さらなる超過負担が生じないよう、万全の財政措置を講じること。

- 3、後期高齢者に係る診療報酬の検討に当たっては、後期高齢者やその家族を含めて幅広く意見を聞きながら、後期高齢者にふさわしい報酬体系とすること。
- 4、制度の円滑な運営には、住民の理解と協力が必要不可欠であることから、国においても適切な情報提供や十分な周知・広報を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日
